

# これが私の会社の履歴書だ!

## 1. 目標

- 採用選考の際、実際に質問されることのある不適切な質問にどのようなものがあるのかを知り、なぜその質問が不適切なのかを考える。
- 憲法第27条について学ぶ。
- 本人に責任のない事柄や本来自由であるべきものを採用条件とすることは、基本的人権を侵害するということを理解する。
- 公正に採用されることが労働者の権利であることを理解する。
- 公正な採用をめざして、取り組みによって履歴書の内容が変えられてきたことを理解する。

## 2. 準備物

- ・白紙の紙
- ・資料①～④

## 3. 所要時間

全1回(50分×1回)

時間をかけて行えるなら2時間使ってもよい。

## 4. キーワード

- ・統一応募用紙

5. <指導計画>

	学習内容(○)活動(・)	教員の学習支援(発言「」)	留意点(◎)
導入 (5) 分	○本時の学習内容を知る	「今日は、皆さんが就職する際に事業所に提出する履歴書について学習していきます」	
展開 (35) 分	○資料①入社志願書を見る ・採用、不採用を決める人として、不必要だと思う項目に×印をつける ・仕事に就きたい人として、不必要だと思う項目に△印をつける  ○グループ交流 ・班で見せあい、違いがあった項目を確認し、意見交流する 《予想される生徒の反応》 ・同じところに×が多い ・これはみんな残しているね ・性別欄いらんと思うな	○資料①入社志願書(社用紙)を配布する 「さて、ここに実際に自分のこれまでの履歴を書いていくのですが、自分が希望する事業所に採用されるか否かの判断に、こんな内容はいらないんじゃないかとか、ちょっと不愉快だと思う質問項目はありますか。そういう項目には△印をつけてください。反対に採用・不採用を決める人としてこんな情報は別に要らない、不必要だと思う項目には×印をつけてください」 ○机間観察を行い、困っている生徒の配慮をする	・大切な発言を拾って共有していく。  採用する側、される側での感覚の違いを色分けできるように。同じでも大丈夫。
	○資料②統一応募用紙を見る ・印をつけた箇所が残っているか、消えているか確認する ・調べ学習で調べた仕事の採用、不採用を決める人として、不必要だと思う項目に×印をつける ・調べ学習で調べた仕事に就きたい人として、不必要だと思う項目に△印をつける ・違いがあった項目を班で確認し、意見交流する  ○「これが私の会社の履歴書	○資料②統一応募用紙を配布する 「資料①との違いを見つけ、再び同じ作業をしてください」 ○机間観察を行い、困っている生徒の配慮をする  「今から『これが私の会社の履歴書だ!』を	◎本当にその仕事に従事するために必要な項目をしっ

	<p>だ!」を作る。</p> <p>《予想される生徒の反応》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・能力が何より大切だな</li> <li>・写真欄はあるかな?</li> <li>・何かあった時に連絡するために保護者の住所はあるか</li> </ul> <p>○資料③(統一応募用紙)を見る</p> <p>○これが私の会社の履歴書だ!と見比べる</p> <p>〈予想される生徒の様子〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・同じところが消えてる</li> <li>・写真欄まだあるな</li> </ul> <p>○不必要として消えていったものはどういう項目でどんな特徴があるのか、気づいたことを発表する</p>	<p>作ってもらいます。あなたはあなたの会社の社長です。それは何の会社ですか。その会社にはどんな人材が必要ですか。あなたの会社にとって必要な人材が選考できるような、素敵な履歴書を作ってください」</p> <p>○白紙の紙を配り、自分が採用する側だとして、まずは何をする会社なのかを決めたうえで、履歴書に必要な項目を書かせる</p> <p>○机間指導を行い、困っている生徒の配慮をする</p> <p>○作業が終わりかけているころ合いを見計らって資料③(統一応募用紙)を配布する</p> <p>○「あなたが作った『これが私の会社の履歴書だ!』と見比べて、同じところと違うところを見つけてください」</p> <p>「どんな項目が消えていっているのか、気づいたことを発表してください」</p>	<p>かりと考えさせる</p>
<p>まとめ (10)</p>	<p>○就職差別に繋がっていたこと、また、差別に気づき声を上げることで、統一応募用紙が変化していった闘いの軌跡を資料④を通して知る</p> <p>○ふり返りシートを記入する。</p>	<p>資料④を見せ、流れと闘いの軌跡を伝える</p>	<p>実際に八尾市であった差別事象が書かれていることを把握しておく</p> <p>部落地名総監なるものが今もなおネットで晒されている現実をしっかりと押さえておく</p>

資料①

資料① 社用紙 ※過去に使用されていたものを元に新たに作成

# 入社志願書

ふりがな	昭和 年 月 日 現在	
氏名	男	写真
	女	・30×40 mm ・6ヶ月以内撮影 ・上半身制服脱帽
生年月日	昭和 年 月 日 (満 歳)	
本籍地	府 市 郡 町 番地	
現住所	〒	
連絡先		
保護者氏名	本人との続柄	
志望動機		

学 歴	年 月	中学校卒業			
	年 月				
	年 月				
	年 月				
	年 月				
履 歴	会社名	勤務期間	職名	月収	退職理由
		～			
		～			
		～			

愛読書	購読新聞
尊敬する人物	信仰宗教
支持政党	資格・特技
趣味・娯楽	所属クラブ等
得意な学科	不得意な学科

病歴	病名	期間	～	～	現在の健康状況
親友	氏名	住所	人 / 女 人		
交友関係					

家族欄

氏名	続柄	年齢	職業	勤務先	月収	最終学歴	※健康(病歴)

※家族の中で死亡した人がある場合は死亡の年月日と死因を記入すること

保証人氏名	保証人との関係	
保証人住所	〒	
住居の区分	持家	借家
	借部屋	社宅
家族一人当たりの量の枚数 (フロアリングの場合は畳に換算)	枚/人	
家庭の収入	月平均	円
資産	家屋 ( 坪 )	田 ( 反 )
	畑 ( 反 )	山林 ( 町 )
親しくしている近所の家族		
自宅付近の地図		

上記の記載に誤りがあった場合は採用は取り消されても異存ありません。

保護者氏名 印

# 履 歴 書

令和 年 月 日現在

写真を貼る位置  
(30×40mm)

ふりがな	性別
氏名	
生年月日	昭和・平成 年 月 日生(満 歳)
ふりがな	〒
現住所	
ふりがな	〒
連絡先	

(連絡先欄は現住所以外に連絡を希望する場合のみ記入すること)

学 歴	年 月	高等学校入学
平成 令和	年 月	

(欄外にはいわゆるアルバイトは含まない)

(応募書類 その1)

資 格 等	取得年月	資格等の名称
趣味・特技		校内外の諸活動
志望の動機		
備考		

全国高等学校統一用紙(文部科学省、厚生労働省、全国高等学校校長協会)の協議により平成17年度改定)

# 履 歴 書

令和 年 月 日現在

写真を貼る位置  
(30×40mm)

ふりがな	
氏名	
生年月日	昭和・平成 年 月 日生(満 歳)
ふりがな	
現住所	
ふりがな	
連絡先	

在籍校名	令和 年 月	高等学校卒業見込み 高等学校卒業
------	--------	---------------------

職 歴  ※	平成 年 月	
	令和 年 月	
	平成 年 月	
	令和 年 月	
	平成 年 月	
	令和 年 月	

(※の欄については、記入上の注意事項を確認すること)

(応募書類 その1)

資 格 等	取得年月	資格等の名称
	年 月	
	年 月	
	年 月	
	年 月	
校内外の諸活動 ※		
志望の動機・アピールポイント等 ※		
備考		

全国高等学校統一用紙(文部科学省、厚生労働省、全国高等学校長協会)の協議により令和6年度改定)

## 1950年代後半から1960年代

長期欠席・不就学の状態にあった子どもたちに教育の機会均等を保障する取り組みが各地で進められました。「教科書の無償化」や被差別部落の子どもたちの学習条件を整備するための補助金の支給や教員を増やす(加配)などして子どもたちの登校や就学を促してきました。当時、長期欠席・不就学の生徒の家庭の多くは、現在のように電話が通っている家庭は少なく、教員らは家庭訪問に行く中で生活を知り、差別の現実を目の当たりにし、「生活を高め、未来を保障する教育」として、全国で同和教育運動が展開されていきました。



### 就職差別事件

さまざまな取り組みの中で何とか登校・就学ができるようになってきた子どもたちに待っていたのは、就職差別という問題でした。「学力を身につけることで、日雇いや不安定な仕事から安定した仕事に就ける」と信じていた子どもや親たちの前に立ち上がった就職差別は数多くありました。



こんなにもひどいことが・・・

- ・求人説明会で、「今まで在日朝鮮人や被差別部落の人はきていないし、これからも遠慮してほしい」と発言。
- ・被差別部落の高校生が受験し、会社から「内申書も筆記試験も面接試験も良い成績であった」と連絡を受けたが、後日、人事担当が家庭調査を行い、住んでいる地域の評判が悪いという理由で不採用にされる。
- ・八尾市にある高校の進路担当教員が就職相談に出かけた企業から、「うち是在日朝鮮人や被差別部落に住んでいるものはとらない」と言われる。



### 1969年同和对策特別措置法

1969年の大阪をはじめ、各地で被差別部落の子どもたちに対する高校奨学金が創設され、同年同和对策措置法により、奨学金制度が整備され、1974年には国の制度として確立していきました。こうして、被差別部落の子どもたちの高校進学率は次第に高まっていき、1973年には、ほぼ水準に達してきました。



## 1970年近畿統一応募用紙

企業が作った応募用紙には就職差別に繋がる項目が多数存在していることがわかりました。高校生たちの進路保障のために、近畿高等学校進路指導協議会で「統一応募用紙」を作成し、社用紙を拒否して、これだけで応募していく取り組みを進めました。この取り組みは各県に広がり、1973年には全国高等学校校長協会が定めた「全国高等学校統一応募用紙」を使用するように労働省と文科省が通達を出し、全国で統一応募用紙が使われるようになりました。

### 部落地名総監事件

1975年11月、差別図書〈部落地名総鑑〉がダイレクトメールを使って販売されていることが明らかになりました。ダイレクトメールの内容は、採用において被差別部落出身者を排除することをそのかすものとなっており、書籍の内容もその目的にしか使えないものでした。〈部落地名総鑑〉には、全国の部落の地名・所在地・戸数・主な職業などが記載され、1冊 5000 円から5万円程度で販売されていました。購入者の大半は企業であり、日本を代表する大企業も数多く含まれていましたが、購入動機は採用にあたって部落出身者を調べるためでした。法務省は10年間かけて663冊を回収し、すべて焼却処分しました。

全国の被差別部落の所在地などを記載した「部落地名総鑑」のデータを電子化した「電子版・部落地名総鑑」を大阪市内の複数の調査業関係者から2006年9月末、部落解放同盟大阪府連が回収しました。回収した「電子版・部落地名総鑑」は2種類。第8、第9の「部落地名総鑑」がフロッピーディスクに保存されていました。電子化・デジタル化されたデータは、劣化することなく無限に、安価に、短時間にコピーすることができ、インターネット上に流出すれば回収は不可能であり、だれでもデータを活用することができるようになります。これまで一部の悪質な調査業者のみがおこなっていた身元調査のカギが世界中にバラまかれることとなり、部落差別調査が事実上の野放し状態になる恐れさえあるのです。2種類の「電子版・部落地名総鑑」はフロッピーディスクのタイプなどから考えて、1990年代半ばあたりに入力されたものと思われます。